

**令和5年度藤枝ICTコンソーシアム推進業務  
市民・企業ワーカー育成支援事業委託特記仕様書**

本特記仕様書は、「令和5年度藤枝ICTコンソーシアム推進業務市民・企業ワーカー育成支援事業」（以下「本業務」という）に適用する。本業務の遂行にあたっては、全て契約図書に基づき実施するものとする。

**1 業務目的**

昨年度までの事業推進において、課題として挙げられた「高度な専門的スキルやプロジェクト型の事業推進を求める業務などの受注」を実現するため、市民ワーカーのスキルアップと企業ワーカーとしての受注体制を整え、市内におけるクラウドソーシング活用を促進することを目的とする。

**2 委託期間**

契約締結日から令和6年3月31日まで

**3 業務内容**

**(1) 市民ワーカーの育成**

昨年度までの事業推進において受注できなかった業務等に対応し、受注につなげるために必要な教育を提供すること。

**ア 対象者**

- ・対象者は藤枝市に在住する市民とする。ただし、藤枝市外の在住者から参加希望があった場合は、藤枝市の在住者を優先したうえで、募集定員の範囲内において参加を認める。

**イ 内容**

- ・市内に居住して新たなビジネスや副業ができるようなワーカーのサポートを実施すること。
- ・業務目的を満たすために必要な情報ビジネススキルと専門知識を定義したうえで、教育カリキュラム（教育内容、時間数、学習方法等）を設計すること。
- ・未経験者に対しても、事業に参加し、業務が受注できるような施策を実施すること

**ウ その他**

- ・事業かかる会場費や運営費等は、委託費の範囲で賄うこと。
- ・育成において、有償講座として参加者に費用負担を求めることができる。ただし受領する費用は変動費として事業に投じること。
- ・参加した市民ワーカーに対して業務が受注できるよう企画運営をすること。

**(2) 企業ワーカーの育成**

昨年度までの事業推進において受注できなかった業務等に対応し、受注につなげるために必要なコンサルティングを提供すること。

**ア 対象者**

- ・対象者は藤枝市に事業所を構える事業者とする。

**イ 内容**

- ・未経験の企業に対しても、事業に参加し、業務が受注できるような施策を実施すること

- ・企業ワーカーが積極的に事業に参画できるようコンサルティング活動を実施すること。
- ・市内事業者のテレワーク活用に向けたコンサルティングを実施すること。

#### ウ その他

- ・事業かかる会場費や運営費等は、委託費の範囲で賄うこと。
- ・育成において、有償講座として参加者に費用負担を求めることができる。ただし受領する費用は変動費として事業に投じること。
- ・参加した企業ワーカーに対して業務が受注できるよう企画運営をすること。

#### (3) 事業の成長・発展的計画立案

- ・概要や方向性等が理解できるように作成すること。
- ・将来的に行政予算を投入せずに自走できる計画であること。
- ・過去2年間の実績及び社会情勢等を鑑み、一部民間サービスとして自立化を図る取り組みとすること。

### 4 成果目標

本業務の成果目標とこれを達成するための重要指標を以下のとおり設定する。  
業務完了後に、成果目標と重要指標について検証して報告すること。

#### (1) 成果目標

- ア 参加市民ワーカー数 40名
- イ 参加企業ワーカー数 20社

#### (2) 重要指標

- ア 市民・企業ワーカーの仕事実施率

### 5 成果品

#### (1) 納入成果品

- ア 業務実施報告書及び実施記録写真
- イ 打合せ協議記録簿

#### (2) 納入期限

令和6年3月31日

#### (3) 納入場所

藤枝ICTコンソーシアム運営事務局（藤枝市前島1-7-10 BiViキャン内）

### 6 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、貸与された関係資料等を、業務の完了後直ちに返還しなければならない。
- (3) 受託者は素材等として許諾が必要なものを使用する場合は、すべての手続きを行い、使用にかかる費用もすべて負担すること。
- (4) 受託者は成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うこと。
- (5) 受託者は、本業務の全部を再委託もしくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託もしくは請負わず場合に限り、事前に書面によりコンソーシアムの承諾を得たときは、

この限りではない。

- (6) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (7) 受託者は委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利を、成果物の納入後、直ちにコンソーシアムに無償で譲渡すること。
- (8) 藤枝ICTコンソーシアムは、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないこと。
- (9) 受託者は、作業実施にあたり、本仕様書に明示なき事項、又は疑義が生じたときは、委託者とその都度協議し指示を受けるものとする。
- (10) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、藤枝商工会議所や岡部町商工会、藤枝市等における個人情報保護規約等に準ずる対応をする。個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。